

政令番号428 フェノカルブ

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成27年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県						2.0E+0	2.0	2.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						1.0E+1	10.0	10.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県					1.0E-1	1.0E+1	10.1	10.1
21	岐阜県								
22	静岡県						8.0E+0	8.0	8.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県						1.5E+1	15.3	15.3
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						7.3E+1	73.0	73.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県						1.9E+0	1.9	1.9
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県						5.1E+0	5.1	5.1
47	沖縄県								
全 国						1.0E-1	1.3E+2	125.4	125.4

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。